

教育委員会のあり方検討について

【報告】平成 25 年度における検討・実施の結果について

報告書の提言 12 項目のうち

実施済：4 項目

- ・ 首長による教育行政のガバナンス
- ・ 指導・助言及び指導主事のあり方の改革
- ・ 校長に職務命令・指揮監督を担う職の位置付け
- ・ 教職員の人事異動等における校長の意見の尊重

着手済：5 項目

- ・ 本市独自の教育職給料表の改定及び勤務評定制度の構築に向けた府費負担教職員制度の権限・財源の移譲
- ・ 校長に対する事務の委任及び職務命令、緊急事態等における校長等の指揮監督
- ・ 専門職の配置
- ・ 学校協議会における区長の補佐のあり方の検討
- ・ 副校長の配置拡大の検討

検討中：3 項目

- ・ 区担当理事が校長の人事に意見を述べる仕組みの検討
- ・ 区における教育改革の推進を協議する仕組みの検討
- ・ 区担当理事と区内各校長との連絡調整のための会議の開催

【協議】平成 26 年度における検討の進め方について（案）

6 月 **市長と教育委員の協議**

- ・ 25 年度の検討・実施結果の報告
- ・ 26 年度以降の検討の進め方の確認

教育委員会のあり方検討WGで、関係局室、区長会議こども教育部会等と連携し
予算・要員を伴う対応策を優先して検討。

9 月頃 **市長と教育委員の協議**

- ・ 27 年度に具体化する対応策の検討・調整
- ・ 教育施策・予算の基本方針の策定

教育委員会のあり方検討WGで、関係局室、区長会議こども教育部会等と連携し
対応策を検討するとともに、具体化に向け調整。

2 月頃 **市長と教育委員の協議**

- ・ 27 年度に具体化する対応策の確認

27 年度

- ・ 具体化する制度の構築・施策の実施

※ 検討が前倒しできる事項は、上記にかかわらず、随時「市長と教育委員の協議」に諮って検討・調整。

○ 提言ごとの検討・実施結果と検討の進め方

報告書の提言	25年度の検討・実施結果	26年度以降の検討の進め方
<p>国への制度要望</p> <p>○首長による教育行政のガバナンス【実施済】</p> <p>首長に教育行政に対する指揮監督権限を付与することについて、国において教育の最終権限を首長に移す案が検討中である状況を踏まえ、市長と教育委員会の間で引き続き協議して国への制度要望の内容を検討し、要望のタイミング等を判断する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 2 月 28 日に、文部科学大臣あて要望書「地方教育行政制度の改革に関する要望について」を提出し、首長及び教育委員会との協議・調整や教育長の職の在り方に関する制度設計について要望。 国は、平成 26 年 4 月 4 日に、首長との連携の強化等を図るための「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正案を国会に提出。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の施行（平成 27 年 4 月 1 日（予定））までに、市長と教育委員会が協議し、「総合教育会議」の在り方や「大綱」の内容など本市における具体的な制度を設計。
<p>○指導・助言及び指導主事のあり方の改革【実施済】</p> <p>教育委員会と校長の権限と責任を明確化する方向性で、指導の実態や指導主事の役割・機能を検証した上で、職務命令・指導・助言の整理とその整理に沿った規定整備を行うとともに、現行法制度の運用により可能な範囲で指導主事のあり方や位置付けを改正し、その結果を踏まえ国への制度要望の内容を検討し、要望を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 2 月 28 日の上記要望書で、指導主事の職の位置付けの見直しを含めた指示・命令と指導・助言の見直し・整理を要望。 教育委員会が校長に対し指示・命令を行う場合や方法を明確化するため、「大阪市立学校管理規則」を改正し平成 26 年 4 月 1 日に施行。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会において平成 26 年度における指示・命令の運用状況を把握した上で、指導・助言のあり方や課長級以下の指導主事の位置付けについて検討し、必要に応じ人事室と調整。 教育委員会において校長への委任事項や専決事項のあり方について検討。
<p>大阪府教育委員会との協議</p>		
<p>○本市独自の教育職給料表の改定及び勤務評定制度の構築に向けた府費負担教職員制度の権限・財源の移譲【着手済】</p> <p>本市（本市域に設置される特別区を含む。）が独自に教育職給料表を改定し、勤務評定制度を構築する前提として、県費負担教職員制度に係る包括的な権限・財源の移譲について大阪府との間で協議を進めるとともに、本市に移譲される権限・財源の決定を受け、校長・教頭・新規採用者の給与処遇の改善及び新たな勤務評定制度の構築に向けた具体的な制度の設計を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国は、道府県・指定都市の合意を受け、通常国会における関係法律の改正に向け作業に着手。 平成 29 年度の移譲に向け大阪府教育委員会との協議を推進。 当該事務を担当する体制を教務部に整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 国や大阪府等との調整・協議を進めるとともに、給与体系に係る制度の調査・研究をもとに教育職給料表の案を作成し、併せて権限・財源の移譲後の概算経費の積算・分析を実施。

報告書の提言	25年度の検討・実施結果	26年度以降の検討の進め方
市長・教育委員会における取組		
○校長に対する事務の委任及び職務命令、緊急事態等における校長等の指揮監督【着手済】		
<p>校長の権限を強化する方向性で、関係法令・例規をもとに委任事項と専決事項の整理や、委任事項に関して教育委員会が例外的に指揮監督を行う場合の検討を教育委員会で行うとともに、職務命令・指導・助言の整理とその整理に沿った規定整備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会が校長に対し指示・命令を行う場合や方法を明文化するため、「大阪市立学校管理規則」を改正し平成26年4月1日に施行。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会において平成26年度における指示・命令の運用状況を把握した上で、指導・助言のあり方について検討し、必要に応じ人事室と調整。(再掲) ・ 教育委員会において校長への委任事項や専決事項のあり方について検討。(再掲)
○校長に職務命令・指揮監督を担う職の位置付け【実施済】		
<p>校長に職務命令・指揮監督を行う、少なくとも部長級以上の職階にある職について、教育職から行政職に位置付けを改めるよう、給料表の適用その他の必要な規定整備を教育委員会事務局と人事室で協議して実施する。</p> <p>なお、これらの職の内外公募の導入については、本市における所属長公募等の検証を踏まえ、引き続き検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政職を校長に対し指示・命令を行う職に、教育職(指導主事)を指導・助言を行う職に位置付けるため、部長級以上の指導主事を行政職に任用替するとともに、指導部に行政職の課長代理級・係長級を新たに配置。 ・ 教育改革推進担当部長の庁内公募と学力支援担当部長の外部公募を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会において平成26年度における指示・命令の運用状況を把握した上で、課長級以下の指導主事の位置付けについて検討し、必要に応じ人事室と調整。(再掲)
○専門職の配置【着手済】		
<p>新たな専門職の設置については、本市における人員マネジメントの方針を踏まえ、個別の職の必要性等を精査し、教育委員会事務局と人事室で協議して検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育に関する職の経験を有する人を対象に、学力向上支援担当部長の外部公募を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会において、新たな専門職の配置について個別の職の必要性等を精査した上で、人事室と協議して検討。
○区担当理事が校長の人事に意見を述べる仕組みの検討【検討中】		
<p>区担当理事が教育委員会に対し、区内各学校の校長の人事について意見を述べる制度について、市長と教育委員会が協議し、区担当理事による意見陳述のもととなる客観的な判断基準や、新たな体制整備が困難な状況の中で区担当理事が現実的に処理が可能な事務の範囲、区担当理事からの多様な意見に対する教育委員会における全市的な視点に立った総合調整のあり方等の諸課題を解決しながら、導入に向けた検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の検討の進め方について区長会議こども教育部会で協議。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会において、区担当理事が校長の人事に意見を述べるにあたり、現実的に反映が可能な内容について検討し、平成26年度末人事異動での導入に向け区長会議こども教育部会と調整。

報告書の提言	25年度の検討・実施結果	26年度以降の検討の進め方
<p>市長・教育委員会における取組（つづき） ○区における教育改革の推進を協議する仕組みの検討【検討中】 全市的な方針に沿った教育施策の推進に当たり、区内における進捗状況や課題等を協議する仕組みを設けることとする。その仕組みに関しては、区長会議（こども・教育部会）が所掌事務等の制度設計を行った上で、各区役所が、各区の実情に応じて、学校協議会との関係を整理しつつ、教育委員会等の関係機関と協議し、区政会議の活用又は新たな会議体の設置といった手法やメンバー構成等の具体的な検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の検討の進め方について区長会議こども教育部会で協議。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長会議こども教育部会において所掌事務等の制度設計を行った上で、区長会議で各区の実情に応じた仕組みの構築を提案。
<p>○区担当理事と区内各校長との連絡調整のための会議の開催【検討中】 全市的な方針に沿った教育施策の推進に当たっての区担当理事と区内各校長との連絡調整、区役所・教育委員会事務局から校長に対する連絡事項の伝達、校長の意見集約等を行う機能を有する会議のあり方について、教育委員会において実態把握を行った上で、その結果を踏まえ検討を行い、区担当理事や校長会と調整を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の検討の進め方について区長会議こども教育部会で協議。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会において、区担当理事と区内各校長が出席する会議の開催状況等の実態を把握し、その結果を踏まえ検討を行い、区長会議こども教育部会や校長会と調整。
<p>○学校協議会における区長の補佐のあり方の検討【着手済】 委員の推薦や会議の開催・運営の支援に関し、区役所で担うことができる役割について調査を行った上で、区長による補佐のあり方について区長会議（こども・教育部会）で検討する。 また、具体的な課題の解決に教育委員会規則への明記が有効なのか区長会議（こども・教育部会）で議論した上で、教育委員会に規定整備を提案する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全区長に対し「区長の学校協議会運営等への関与に関するアンケート」を実施。 ・ 区長会議こども教育部会で、学校協議会の適正な運営に向けた区長の補佐についてアンケート結果を踏まえ検討し、区長会議で検討結果について報告。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長会議こども教育部会において、学校協議会の適正な運営に向けた区長の補佐のあり方や区役所で担うことができる役割を調査・検討。

報告書の提言	25年度の検討・実施結果	26年度の検討の進め方
市長・教育委員会における取組（つづき）		
○教職員の人事異動等における校長の意見の尊重【実施済】		
教育委員会において教員の公募制等について実施に向けた検討を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度末人事異動から教員の公募制を導入するとともに、教員の希望転任制（F A 制）を拡充。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の公募制や希望転任制（F A 制）を引き続き実施。
○副校長の配置拡大の検討【着手済】		
モデル配置校での効果検証を経た上で、市費職員（行政職）の再任用の活用も含め、26 年度以降の配置拡大について教育委員会事務局と人事室で協議して検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度末人事異動において副校長の配置を 1 校増。 ・ 平成 25 年度におけるモデル配置校での課題の改善状況等を検証中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度におけるモデル配置校での課題の改善状況等の検証結果を踏まえ、27 年度以降の配置拡大について教育委員会事務局と人事室で協議して検討。